

第4回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 議事録

1 開催概要

- (1) 開催日時：令和2年2月17日（月）午後1時30分～午後5時35分
- (2) 場 所：鹿児島県庁行政庁舎 7階7-総-1会議室
- (3) 出席委員：高谷哲也委員（会長）、河内祥子委員（副会長）、甲木真哉委員、小山献委員
- (4) 公開・非公開の別：公開（議事(3)の②については非公開）
- (5) 傍聴者等：4人（報道7社）

2 議事概要

- 検討会の冒頭、会長から、議事(2)の「委員による検討」については、①所掌事務(2)及び(3)の検討と、②聴き取りの方法等について協議を行うこととし、そのうち②については、協議の内容によっては個人情報等に関する内容が扱われることも想定され、また、委員間での率直な意見交換を行うため、非公開の場で協議したいとの提案がなされ、検討会の議決の結果、非公開とすることとされた。
- 平成26年8月に発生した県立高校における重大事態（自死事案）の御家族が意見陳述。

(1) いじめ防止子どもサミットの結果概要

- 令和元年12月26日に行われた「いじめ防止子どもサミット」の結果概要について県教育庁から説明

○ 主な質疑応答

(委員)

- ・ それぞれが発表した後に、その発表を受け、議論をしたり、教職員から回答するなど、さらに深めるようなことをしたのか。

(県教育庁)

- ・ 参加者には、事前にテーマを家や学校で考えてきてもらった上で、自分たちのグループの考えをまとめ、「ワールドカフェ方式」を用いて他のグループがどのようなまとめをしたのか聞く時間を設けるなど、時間を取って考えを共有したり深める時間を取ったあと、最後に全体発表を行った。

(委員)

- ・ 例年、テーマは同じようなテーマなのか

(県教育庁)

- ・ 毎年、少しずつテーマは変えている。昨年は「いじめを防ぐにはどうしたらいいか」など広範囲のテーマであったが、今年はもう少し個別のテーマとしてはどうかということで、「学校（先生）に望むいじめへの対応」などの議題にした。

(委員)

- ・ 参加者の構成などを教えてほしい。

(県教育庁)

- ・ 小学生が9名、中学生が72名、高校生が18名。私立は高校生が6名。大人は教員が23名、保護者が6名、残りは教員、教育委員会など行政関係者となっている。
- ・ 希望制として、参加の意向を示した方に幅広く来ていただいた。このような取組は、市町村単位、学校単位でも行っているのだから、そこでリーダーシップを発揮されている方、生徒会で活躍されている方などが多く参加している。

(委員)

- ・ 子どもたちからの意見について、県教委として議論がなされたり、何かの検証のたたき台になるなど、活用されているのか。

(県教育庁)

- ・ 教職員を対象にしたいじめ問題の研修や指導主事向けの研修の場で、この結果を配付して、子どもたちの意見を伝えている。

(委員)

- ・ これまでに開催されてきたことが、現場の先生方のいじめ問題との向き合い方にどう繋がってきたのか。
- ・ 子どもたちが主体となっていじめ問題をどう解決していくのかということについて、意見をまとめたり提案されたりしていないか。

(県教育庁)

- ・ 市町村単位や学校の中でも、生徒会や児童会、クラスの中でこういう活動しようというように、現場に降りていくような動きがある。
- ・ 目的は、子どもたちの主体的な活動をしっかり推進していくというものであり、今回掲げたテーマは、児童生徒として学校にどういうアクションをとってほしいということを提言できるようにしていくということに、主眼を置いている。

(2) 委員による検討

① 所掌事務(2)「重大事態が発生した後の学校等の対応」及び(3)「いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方」について、委員間で意見交換

- ・ 高校という場を考えた時に、小学校と違い担任が教室の中にいる時間が限定的で、生徒から得られる情報量が限られている中で、本人あるいは同じクラスの生徒が、いかにして先生に情報と言えるような状況にするか。
- ・ 問題の根底部分として、学校は、家族中心から同年代との繋がりの中で所属感などが出るというタイミングの生徒であるという意識を持って、いじめだけではなく生徒間の関係づくりというところが対応できているのか。
- ・ 重大事態発生後の学校の対応に関して、誰が御家族の対応をするのか、誰が中心となって調査を進めるのかについては、直接的に管理職も関わるべき。
- ・ 基本調査報告書に重要な欠席状況が抜けていることについて、家族から聴き取りをしないで基本調査を終えていることが非常に問題であり、そこが御家族の不信感を増大させる結果になっているのではないか。
- ・ 任命権者等が中心になって状況の把握を進めていかないと、いろいろな事象が積み重なって、子どもを追い込んでいくという側面がある。
- ・ 重大事態発生後の学校の対応については、その時の教育委員会がどういう対応したのかということも、今後課題となってくる。
- ・ 情報の共有ができていなかったり、家庭への連絡ができなかったということについて、なぜできなかったかというところを検討していく必要がある。
- ・ 子どもたちの情報の共有について、方法論やシステムの問題か、先生方の認識や意識の問題かで考えると、意識の方が強いのではないか。意識だけではそうなるので、どんなシステムを必要とするのか、人間の実態に合わせた仕組みや制度というのを考えていく必要があるのではないか。
- ・ 担任の先生が把握していること、実際に御家族とやりとりをしていること、管理職の扱う情報とが違っていくということも、実際にはこうあるべきなんだけれどもそれができない、そういった組織の中の人と人との関係みたいなものがなぜ起こっているのかということに踏み込んでいく必要があるのではないか。
- ・ このような事態に接したときに、教員一人一人の内面みたいなものに支援や配慮が必要であるということも出てくる。そこで、どんな配慮があるときちんと事実を含めて記載できるのか、どういう関係性があると管理職は事実と向き合うことができるようになるのかということを考えていかないといけない。

- ・ いじめをどうしても狭くとらえて、そういういじめが発生すること自体がおかしい、抱えているクラスで対応ができなかったのはおかしい、イコール処分みたいな形になるのではないかというような意識を先生方が持つのであれば、それは調査に影響してしまうだろう。
- ・ 教職員や他の生徒への聴き取りにおいては、その子に関してどんなことが、過去を含めて自死と関係あるかないかは別として、まずは広く事実としてどうなのかというスタンスから調査をすべき。
- ・ 人間なので自分にとって都合の悪いことは出しづらくなって当然という前提に立って、調査する側がどのような言葉で実際に確認をしていくのかというところを考えないといけない。
- ・ 重大事態との因果関係ということを求めてしまうと、その生徒に関する把握がかえって難しくなるという側面があるのではないか。いじめ防止対策推進法ができて、しばらくいじめの定義が混乱していたという側面もあったと思う。
- ・ 重大事態発生前の教職員間の関係や生徒との関係、生徒同士の関係が、重大事態発生後に事実を把握していくときにかなり影響すると思うので、日常的な状態としてどういう状態を目指しておかないといけないのかというところを提言する必要がある。
- ・ 目的を共有して行うということは、非常に重要だと思っている。何のためにそうするのかを提言の中に盛り込み、学校や実際に現場で研修の機会等に提言を読んで理解したり自分たちの学びとして活動していくときに、その部分はやらないといけない。
- ・ どの生徒は、どの先生と一番そういう話をできるのかというところを意識して情報共有しなければならない。極端な話、仲の悪い先生同士でも情報共有しなければならないという意識を持つことが重要。そこは、教員の責務というか、やらなければいけないということを明示しておく必要がある。
- ・ 基本調査は、そのあとに詳細調査が控えている学校側として、この調査を行った段階で得られた情報を迅速に整理するという位置付けを理解する必要がある。
- ・ 1年間で複数のトラブルが上がってくる。どうしても優先度の高いものから対応していくが、子どもたちが心に負う傷の大きさというのは、必ずしも権利侵害が大きいものとは限らない。だからこそ教職員間が連携して、判断つかないものも情報共有するための時間を確保しなくてはならない。
- ・ 相談しやすい環境には、教員と子どもとが向き合う時間が必要だが、形式的に三者面談や二者面談など行っても複雑な年齢でなかなか言えないところがあり、意識的に雑談するための時間を確保しないといけない。
- ・ 結局、先生方の意識の問題で終わらせている、現場に責任を全て押し付けているのではないかと感じている。提言では、実現可能性も考慮すべきだと考える。
- ・ 聴き取りや実効ある提言をしていく上で、その実現可能性と、周りの環境整備や条件整備も含めて、やはり率直な現実の現状の受けとめについて、我々としても把握していく必要がある。
- ・ 子どもたちの内面というのは、先生と何気なく一緒に作業をやっている時などの雑談の中で出てくるといえることが、実践の現場でも明らかになっている。
- ・ アンケートについては、あまりに絞りすぎると漏れるかもしれず、かといって漠然とし過ぎてると、いじめというものを狭くとらえている場合などは、それについての話が漏れるか偏った形の話しか出てこないなど、生の事実としてどういうことがあったかというのが出てこないということになりかねない。
- ・ 特に基本調査の段階で、アンケート的なものを行っている場合、そこで出てきている事案・事情があった時に、それを具体的に聞いたほうがいいかというところがある。

- ・ アンケートや聴き取りを行う前提として、その結果をどこまで家族や報告書で明らかにするのかで、話の出方が違うところがある。家族に不信を抱かせないよう調査までに、家族と調査委員会や再調査委員会が信頼関係を作らなければいけないし、その上でどちらの方法をとるかということも、十分に話をしながら決める必要もある。
- ・ 最終的に報告書をまとめるに当たっては、内容に誤りがあるといけない。調査の範囲を広くしても、それを全部記載するのではなく、報告書として必要だと思う内容に関して、十分に事実確認をした上で記載する必要がある。
- ・ 基本的な姿勢として、法的な責任追及とか裁判の対応を直接の目的とするものではない、あくまで、全容解明や再発防止が目的であるということを皆が理解した上で調査を進めていかないと、なかなか事実がわからない。
- ・ アンケートや聴き取りにおいて、内容を御家族に説明するかどうかで、答えの範囲が限られる、あるいは広がるということもある。また、どれぐらいの人が答えているかということも、調査を受ける側からしたら大きな問題で、まだ子どもたちが在学中であれば、極端に少ない人数であれば何となく誰の発言か分かり、それが子どもたちのプレッシャーになり発言ができないということもあるのではないか。したがって、可能な限り多くの聴き取りを行い、直接関係があるかどうかは別として、いろいろな角度から話を聴く必要がある。
- ・ 誰が実際に対応するのか、誰が中心になって進めるのかを検討する必要があること、基本調査を行うに当たり、因果関係というイメージが先行すると都合の悪い事実や関係なさそうな事実がそこから落ちていくという問題があること、それぞれが把握している情報や考えを、どれだけきちんと整理していくか、もしくは対応していく形を作るかということが、組織的対応と関連して必要な視点かと思う。また、アンケートのとり方が原調査と再調査でどう違っていて、その結果得られた情報がどう違うかということから検討していく必要がある。

② 聴き取りの方法等について

- 「聴き取りの方法等」について、非公開の場で協議
- 協議終了後、公開の場で協議内容について会長から説明
 - ・ いじめ調査等におけるアンケート調査や聴き取り調査について、他の事案を基に意見交換。
 - ・ 聴き取り対象として、御家族・代理人、県教育委員会、当該高校、子どもに対して非公開の場で聴き取りをすることを前回確認しているが、その内容、実施方法、時期も含めて検討。
 - ・ 次回検討会は、所掌事務(1)～(3)に関して、項目の整理を始めていきたい。

(3) その他

- 次回検討会について、令和2年3月18日(水)午後1時半から県庁内会議室で開催することを確認(新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から開催を延期)
- 平成26年8月に発生した県立高校における重大事態(自死事案)の代理人が意見陳述。

(以上)